

(県民の責務)

第3条 県民は、受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、他人に受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第4条 保護者は、その監督保護に係る未成年者の健康に受動喫煙による悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に取り組むとともに、県が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県の責務)

第6条 県は、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民及び事業者の自主的な受動喫煙の防止に関する取組を促進するため、情報の提供、普及啓発その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

3 県は、受動喫煙の防止に関する施策について、県民、事業者及び市町村と連携し、及び協力して実施するよう努めなければならない。

4 県は、自ら設置し、又は管理する施設について、受動喫煙による県民の健康への悪影響が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

【趣旨】

第3条から第6条までの規定は、受動喫煙を防止するために果たすべき、県民、保護者、事業者及び県それぞれの責務を明らかにしたものであって、これらの者については、本条例の規制が及ばない領域においても、受動喫煙を防止するための対策を講じるよう努めなければならないこととなる。なお、これらの責務規定の順序については、第1条の解説を参照のこと。

【解説】

1 県民の責務（第3条）

本条は、受動喫煙を防止することによって、自らの健康のみならず、県民全体の健康を守る努力をすべき県民の責務を定めるもので、県民自身が、受動喫煙を防止する意思を有していなければ、本条例の目的を達成することはできないこととなるので、これを、最も重要な責務として位置付けることとしたものである。

(1) 県民は、自らの健康を守るため、受動喫煙の健康リスクについて理解を深め、正しい行動をとるとともに、この条例に規定する公共的空間のみならず、路上、家庭、職場その他の他人と共有する空間においても、喫煙マナーを守ることにより、他人に自分のたばこの煙を吸わせることのないよう、努力しなければならない（第1項）。

(2) 県民は、県が実施する受動喫煙防止に関する施策に協力することを通じて、受動喫煙による県民の健康リスクを未然に防止するとともに、受動喫煙を防止するための意識の向上を図らなければならない（第2項）。

2 保護者の責務（第4条）

本条は、未成年者の受動喫煙を防止するためには、本条例の規制が及ぶ領域にとどまらず、

日常生活全般における監護が重要であることにかんがみ、保護者が果たすべき責務を明らかにしたものである。

このような保護者の責務に関する規定と同旨の現行法令の規定としては、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年6月13日法律第83号）、いわゆる出会い系サイト規制法があり、第4条では、児童（※18歳に満たない者）の保護者の責務について規定している。

なお、本条による保護者の責務の内容を具体的に示せば、次のとおりである。

- (1) 保護者は、未成年者が、受動喫煙の健康リスクについて、適切な判断ができないことを認識し、その監督保護する未成年者が、公共的空間のみならず、家庭や職場においても、受動喫煙を避けるため正しい行動をとることができるよう監護・指導に努めなければならない。
- (2) 保護者は、家庭をはじめとする日常生活全般において、未成年者をたばこの煙にさらすことのないよう、自らも正しい行動をとるよう努めなければならない。

3 事業者の責務（第5条）

本条は、公共的施設のみならず、社会全体として、受動喫煙を防止するための環境を整備するためには、事業者における取組みが不可欠であることにかんがみ、事業者が果たすべき責務を明らかにしたものである。

- (1) 事業者（公共的施設において事業を行っているかどうかを問わない。）は、本条例の趣旨を理解し、事業所を訪れ、又は事業所において仕事に従事するすべての者について、受動喫煙の健康リスクを防止することができる環境の整備に取り組むとともに、県が実施する受動喫煙防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- (2) 事業者（公共的施設において事業を行っているかどうかを問わない。）は、労働安全衛生の観点からの「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（平成4年7月1日労働省告示第59号）及び「職場における喫煙対策のガイドライン」（平成15年5月9日基発第0509001号の厚生労働省労働基準局長通達）に基づく取組みを進めるに当たっては、本条例の趣旨を踏まえ、労働者、とりわけ未成年者である労働者を受動喫煙の健康リスクから保護することができるよう、職場環境の整備に努めなければならない。

4 県の責務（第6条）

本条は、受動喫煙の防止について、そのための環境の整備や意識の向上が、社会全体の取組となるよう、県の果たすべき責務を明らかにしたものである。もとより、県は、事業者として、前条に規定する事業者の責務を十全に果たすべきことは言うまでもない。

- (1) 県は、本条例の目的を達成するため、受動喫煙の健康リスクを防止するための環境整備に関する総合的な施策（喫煙マナーの向上を図るための施策や受動喫煙の健康リスクに関する普及啓発を含む。）を策定し、これを着実に実施しなければならない（第1項）。
- (2) 県は、受動喫煙の健康リスクについて、県民及び事業者の理解が深まり、その防止に向けた自主的な取組が促進されるよう、公衆衛生に関する情報や環境整備のための技術的な情報の継続的な提供、計画的な普及啓発のためのキャンペーンその他の必要な支援に努めなければならない（第2項）。
- (3) 県は、受動喫煙の防止に関する施策の実施に当たっては、多様な意見を反映し、施策の効果を確実なものとするため、県民、事業者及び市町村と連携・協力するよう努めなければならない（第3項）。
- (4) 県は、本条例の趣旨を踏まえ、受動喫煙を防止するための環境整備に率先して取り組むとともに、その取組みが社会の範となるよう、県が設置し、又は管理する施設における受動喫煙防止対策をさらに徹底するなど、受動喫煙の健康リスクが生じないよう適切な措置を講じなければならない（第4項）。